

了鳥取県公報

平成14年4月1日(月) 号外第72号

每週火:金曜日発行

目	次

規 則 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則 訓 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令(6)(職員課)..........2 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令(7)

----- 公布された規則のあらまし -----

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

- 1 市町村その他の団体が実施する健康診断に係る結核予防法による精密検査について、減額して徴収する 使用料の額を1人1件につき292円(現行 357円)とすることとした。(別表関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 **4**月 **1**日

鳥取県知事 片 山

鳥取県規則第62号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和44年鳥取県規則第21号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後			Ī	改	正	前		
別表(第4条関係)				別	J表(第 4 条関係)				
X X X X X X X X X X X X X X X X X X X	 分	金	額	//:		, 分		<u> </u>	<u> </u>	額
1 結核予防 🛮	<u> </u>				1 結核予防	略				
法(昭和26 精密	密検査	1人1件	につき		法(昭和26	精密	検査	1人	1件は	こつき
年法律第96		292円			年法律第96			357		
号)による		ただし、	、エック		号)による			たた	ぎし、	エック

2 平成14年**4**月**1**日 月曜日 鳥 取 県 公 報

(号外)第72号

予防接種又 は健康診断	ス線直接写真診断 を省略した場合に あっては、165円	予防接種又 は健康診断	ス線直接写真診断 を省略した場合に あっては、165円
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

鳥取県訓令第6号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年**4**月**1**日

鳥取県知事 片 山 善博

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和39年鳥取県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が 存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の 改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正	後									改		正		前		
式第4号						様式	式第 4 号									
被服	返 戻	書								被	服	返	戾	書		
所属長 氏名 様 下記被服を現品を添えて返戻します。						『務取扱規 』	則第19条	第1		年 月 者 職 氏 [:] により現品 [:]						
交付を受けたときの 職の区分		交付を職の区	受けたと 分	きの												
品 目 大きさ 員 数 (号数)	交付使用 満了予定 年月日	返月	₹ の	理	曲		品目	大きさ (号数)		数	交付使用 満了予定 年月日	返房	€ თ	理由	物品整理 簿登記済 年月日	物品整理 簿登記》 印

式第 5	号					(表面	面)				様式	式第 5	号							
				袖	支	服		管	理	簿						被	服	管	理 簿		
略	i												略	i							
休職	、専	従休暇	ŦΕ	日	É	₹ 月	日	同左	就業年	1 月 日	年 月 日		休職	、専従休	暇年月	日日	₹ 月 日	同左	就業年月	日年	月日
品		大きさ (号数)	ij,	数			満	付使用 了予定 月日	返戻年 月日	物品保管 換済年月 日	物品保管換 引継書照合 済印		品目	大きさ (号数)	員数	交付年 月日	交付使用 満了予定 年月日	返戻年 月日	物品整理 簿登記済 年月日		物品保 換引継 照合済
								面)				第:	<u></u> 3号の	裏							
品		大きさ (号数)	Ē	数	1.	を付年 月日	満	付使用 了予定 月日	返戻年 月日	物品保管 換済年月 日	物品保管換 引継書照合 済印		品目	大きさ (号数)	員数	交付年 月日	交付使用 満了予定 年月日	ı	物品整理 簿登記済 年月日	物品保管換済年月日	物品保:換引継照合済

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第7号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年 **4**月 **1**日

鳥取県知事 片 山 善博

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和43年鳥取県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当

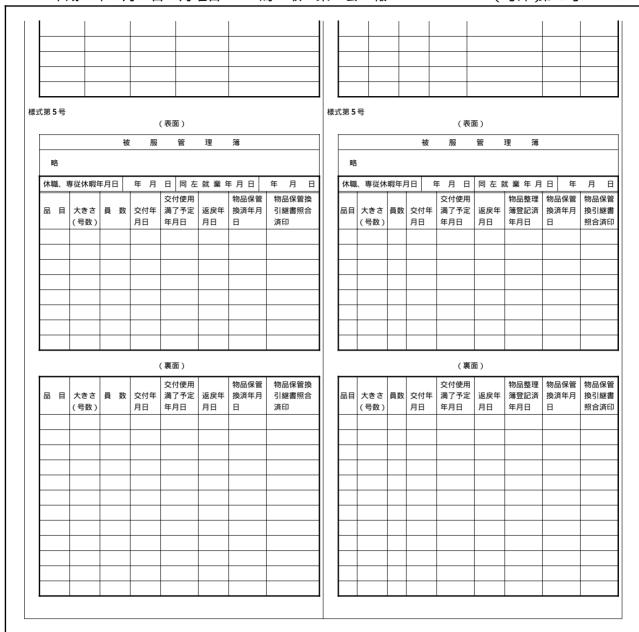
該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の改正後の欄の表中 太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改 正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場 合には、当該改正後表を加える。

	l	改	正		後					LX	Ш.		ĦIJ		
₹(第	2条関係)						別表	专(第	2条関係)						
被服	の交付を受ける職員	品	目	員数	使用 期間 (月)	形状		被服	の交付を受ける職員	品	目	員数		形	状
消防	1 保安係の職員 のうち高圧ガス 及び火薬類の取 締りの業務に従			1		図1のうち上衣のとおり 図1のうちズボンのとおり		消防	うち高圧ガス及び 火薬類の取締りの 業務に従事する職			1	36 36		
課	事する職員 2 消防防災情報 室の職員のうち 無線業務に従事 する職員	作業服(夏上衣) ズボン)	2 2 2 1	60	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり		課	<u> </u>						
	1 略								1 略						
管財課	2 機械係及び電 気係の職員のう ち電気<u>及び電話</u> の業務に従事す る職員	略						管財課	2 機械係及び電 気係の職員のう ち電気 <u>電話及</u> <u>び無線</u> の業務に 従事する職員	略					
行政 監察 室	工事検査室の職 員のうち工事検査 の業務に従事する 職員	作業服(作業服(夏上衣) ズボン)	2	60	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり		行政 監察 室	員のうち工事検査	作業服	(夏上衣)	2 2 2	60 60 60	図2のとおり	
企画 振興 課	過疎・中山間地 域振興室の職員の うち常時現地で業 務に従事する職員	作業服(作業服(夏上衣) ズボン)	1 1 1 1		図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり									
略								略	交付を受ける職員 日 日 日 日 日 日 日 日 日						
	1~3 略								1~3 略	1					
環境 政策 課	4 自然環境保全 担当の職員のう ち常時現地で業 務に従事する職 員	略						環境 政策 課	職員のうち常時 現地で業務に従	略					
略	<u> </u>							略							
<u>経済</u> 交流 課	略							経済 通商 課	略						
農政課	略							経営指導課	略						
経営 支援 課	常時現地で業務 に従事する職員	作業服(作業服(作業服(ゴム製半	夏上衣) ズボン)	1	36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり									
耕地	常時現地で業務 に従事する職員	作業服(作業服(作業服(ゴム製半	夏上衣) ズボン)	1	36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり		耕地課	常時現地で業務 に従事する職員	作業服 作業服	(夏上衣) (ズボン)	1	36 36	図2のとおり	
課								農村整備課	常時現地で業務に従事する職員	作業服 作業服	(夏上衣) (ズボン)	1	36 36	図2のとおり	
略								略		コム状	r IX#IL	<u>'</u>	J0	<u> </u>	
- 104	1 漁業監督吏員 の職務に従事す	ボン)				図4のとおり		74	の職務に従事す	ボン)					
	る職員のうち司法警察員の業務	ボン)	衣及びズ			図4のとおり			法警察員の業務	ボン)	ヒ衣及びズ				
	に従事する職員 (漁業取締船の 乗組職員を除く。)	日覆 雨合羽(上衣、ズ 頭巾)	1 1 1		図5のとおり 図6のとおり			(漁業取締船の	日覆 雨合羽		1	36		

		· · · ·			***************************************		_			_		. ,
水産課	る職員のうち司 法警察員の業務 に従事する職員 (漁業取締船の 乗組職員に限る。)	作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 作業帽 ゴム製半長靴	2 2 2 1 1	48 48 48 24 12	図 7 のうち上衣のとおり 図16のとおり 図 7 のうちズボンのとおり 図 8 のとおり		ド産 果	る職員のうち司 法警察員の業務 に従事する職員 (漁業取締船の 乗組職員に限る。)	作業服(夏上衣) 作業服(ズポン) 作業帽 ゴム製半長靴	2 2 2 1 1	12	図7のうち上衣のとお 図16のとおり 図7のうちズボンのと 図8のとおり
	-	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズポン) 作業帽 ゴム製半長靴 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	2 2 2 1 1 1	36 36 12 12 12 12 24	図 7 のうち上衣のとおり 図16のとおり 図 7 のうちズボンのとおり 図 8 のとおり			警察員を除く。)	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 作業帽 ゴム製半長靴 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	2 2 2 1 1	36 36 12 12 12 12 24	図 7 のうち上衣のとおり 図16のとおり 図 7 のうちズボンのとる 図 8 のとおり
		作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	1 1 1	36 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり				作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	1 1 1	36 36 36 36	図1のうち上衣のとおり図2のとおり図1のうちズボンのとる
道路課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	1 1 1 1	36 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり							
河川 砂防 課		作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ヤッケ キャラバンシューズ	2 2 2 1 1	60 60 60 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり		魚港 果	常時現地で業務 に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	1 1 1 1	36 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとお
空港港湾課	うち常時現地で業	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	1 1 1	36 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり							
略	ı					L	略					
	1及び2 略							1及び2 略				
	3 <u>保健師</u> の職務 に従事する職員	略	ı	ı				3 <u>保健婦</u> の職務 に従事する職員	略			
保健所	4 医師の職務に 従事する職員	白衣	1	36			呆健	4 医師の職務に 従事する職員 5 試験検査係の 職員のうち試験 検査の業務に従		2 2	36 24 24	図1のうちズボンのとも
	<u>5</u> 略							事する職員 <u>6</u> 略				
	<u>6</u> 略							<u>7</u> 略				
<u> </u>	<u>7</u> 略					L		8 略				
	1 略							1 略				
	2 <u>保健師</u> の職務 に従事する職員 3及び4 略							2 保健婦の職務 に従事する職員 3及び4 略	略			
	1 略							1 略				
	2 <u>保健師</u> の職務 に従事する職員					1 1		2 <u>保健婦</u> の職務 に従事する職員	略			
	3 及び 4 略					L		3 及び 4 略				
	1~4 略							1~4 略				
小児 療育 セン	5 総看護師長、 看護師長、看護 師及び准看護師 の職務に従事す る職員					/. 报	小児 奈育	<u>護婦</u> の職務に従 事する職員	略			
	6~9 略	•						6~9 略				
	理学療法十. 児	略					2 BT7	理学療法士、児	略			
色用刀	童指導員、保育士					H	鳥取 奈育 園	軍指導自 保育士				
鳥取療育園	及び <u>看護師</u> の職務 に従事する職員							1 略				
療育					11							
療育	に従事する職員 1 略 2 <u>看護師及び准</u> <u>看護師</u> の職務に 従事する職員	略					多来 第	<u>看護婦</u> の職務に 従事する職員	略			
療育 園	に従事する職員1 略2 看護師及び准 看護師の職務に	略						<u>看護婦</u> の職務に	路			

長者寮	2看護師及び准看護師の職務に従事する職員	略				岩井 長者 寮	:	<u>看護婦及び准</u> <u>看護婦</u> の職務に 従事する職員	略						
福祉相談セン	1 <u>保健師及び看</u> 護師の職務に従 事する職員					福祉相談セン		<u>保健婦及び看</u> 護婦の職務に従 事する職員	略						
ター	2~4 略	1				ター	2	~ 4 略	I						
児童	1 保健師の職務	略				児童	1	保健婦の職務	略						
相談	に従事する職員					相談	`├─	に従事する職員							
所	2及び3 略					所		及び3 略							
略						略	_								
看護 師等 養成 施設	略					看護 婦等 養成 施設		略							
/JEax	1及び2 略					//Eax	+	 及び 2 略							
精神保健	3 指導課の職員 のうち <u>保健師</u> の	略				精神保健	3	職員							
1	4 略					福祉	_	略							
ター	5 訓練課の職員 のうち <u>保健師</u> の 職務に従事する 職員	略				ター	٥	訓練課の職員 のうち <u>保健婦</u> の 職務に従事する 職員	略						
	6 略	ı					6	略	I						
食肉 衛生 検査	と畜検査業務に 従事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(ズボン)	2 1 2		図1のうち上衣のとおり 図1のうちズボンのとおり	食肉衛生 検査	従	と畜検査業務に 事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(ズボン		36 36 60		のうち上衣 のうちズボ		
			2 2 2 2 1	60	図 1 のうち上衣のとおり 図 2 のとおり 図 1 のうちズボンのとおり			微生物科の職員のうち科長、研究員及び衛生 技師の職務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣	2	24 60 60 24 36	図 2	のうち上衣 のとおり のうちズボ		
衛生環境研究						衛生研究		食品化学科の 職員のうち科長、 研究員及び衛生 技師の職務に従 事する職員		2 2	12 12	⊠ 1	のうちズボ	ンのとも	
所		作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	2 2 2 2 1		図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり	所		水質調査第1 科、水質調査第1 2科、水質質環境 4科及び大気のうち 科の職員の第一 4 科長、研究員の職 が衛生技師の職 の で 務に従事する職 員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣 作業服(ズボン		60	図 1 図 2	のうち上衣 のとおり のうちズボ		
略		l				略	_								
	略					土木事務		略							
略						略									
		被 服 返	J	戻	書 年月日 返戻者職 氏名	- -	3取技	<u>扱主任</u> 氏名 様 破服を <u>鳥取県物品</u>	美	返	戻 1 項 <i>0</i>		者職氏	_	
	を受けたときの区分					交付職の	je s	受けたときの					ı		
	目 大きさ	員数	交付例 満了予		返戻の理由	品	目	大きさ 員 数	交付使用 数 満了予定 返	≤ 戻	の理	■ 由	物品整理 簿登記済	1	



附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年 4月 1日から施行する。ただし、別表看護婦等養成施設の項の改正は公布の日から、同表衛生研究所の項の改正(「衛生研究所」を「衛生環境研究所」に改める部分に限る。) は鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際限に現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により交付されている被服のうち、改正後の現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の規定により交付されないこととなるものについては、改正前の規程に定める当該被服の使用期間が終わるまでの間に限り使用することができる。

8	平成14年 4 月 1 日	月曜日	馬	拟	県	公	学 区	(号外)第72号	
									\neg